

群馬大学医学部附属病院死亡症例検証委員会規程

平成27. 4. 1 制定

改正 平成30. 4. 1

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に、本院における死亡症例（以下「死亡症例」という。）に関する検証を円滑に実施するため、群馬大学医学部附属病院死亡症例検証委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 全ての死亡退院症例に関すること。
- (2) その他死亡症例の検証に関し必要なこと。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長が指名する者
- (2) その他委員長が必要と認めた者

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1号の者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(委員以外の者の出席)

第5条 議長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 委員会に、死亡症例に関する具体的な事項を検討するため、専門委員会を置くことができる。

(報 告)

第7条 委員長は、委員会の審議結果を病院長に報告する。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、医事課において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

(雑 則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。